

○東京藝術大学藝大フレンズ賛助金に関する要項

〔平成18年2月13日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月28日 平成22年5月21日
平成24年3月6日 平成24年4月1日
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、藝大フレンズ賛助金（以下「賛助金」という。）について、運用等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「賛助金」とは、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に定める寄附金で、この要項に基づき受け入れたものをいう。

2 この要項において「口」とは賛助金の寄附を受け付ける単位をいい、個人の場合は1万円を1口とし、法人の場合は10万円を1口とする。

3 この要項において「賛助フレンズ」とは1口以上の賛助金を寄附した者をいい、「特別賛助フレンズ」とは同時に10口以上の賛助金を寄附した者をいう。

4 この要項において「フレンズ」とは、賛助フレンズ及び特別賛助フレンズをいう。

(受入れ)

第3条 賛助金への寄附申し込みについては、規則第3条に定める審査を経たものと見なすものとする。

(優遇措置等)

第4条 フレンズには、本学の活動に対する理解を促進するため、申し込みを受け付けた月の翌月から起算して12ヶ月間について、別表に定める優遇措置をするものとする。

2 フレンズに対する顕彰は、東京藝術大学特定寄附者顕彰銘板取扱要項に定めるものとする。

(賛助金の使途)

第5条 賛助金の使途は、大学美術館及び奏楽堂の運営費、大学の教育研究費、環境整備費で、学長が適当と認めたもの及び藝大フレンズの運営に要する経費とする。

2 学長は、社会連携センター運営委員会の意見を参考として、前項の使途及びその使用額を決定する。

(事業報告)

第6条 学長は、各年度の終了後、フレンズに事業報告をおこなうものとする。

(賛助金の管理)

第7条 賛助金の管理は、経理責任者が行う。

(事務)

第8条 賛助金に関する事務は、社会連携課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、賛助金の取扱いに関し必要な事項は、学長

が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年2月13日から施行し、平成17年4月11日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月6日から施行する

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

分 区	優 遇 措 置
賛助フレンズ	大学美術館展覧会観覧料の無料
	本学が主催する奏楽堂開催演奏会の無料招待券を3枚提供（法人の場合は6枚提供）
	広報誌『藝大通信』を刊行ごとに送付
	藝大フレンズを対象とするイベントや講演会等の実施
	本学主催の演奏会等のイベント情報の提供
	希望者へのEメールによるイベント情報等の提供
特別賛助フレンズ	大学美術館展覧会観覧料の無料
	大学美術館展覧会特別展の開会式及び特別内覧会への招待
	大学美術館主催の特別鑑賞会（アート・バイ・ナイト等）への招待
	本学が主催する奏楽堂開催演奏会の無料招待券を6枚提供（法人の場合は12枚提供）
	広報誌『藝大通信』を刊行ごとに送付
	事業報告を兼ねた本学関係者との交流会を年1回開催
	藝大フレンズを対象とするイベントや講演会等の実施
	本学主催の演奏会等のイベント情報の提供
	希望者へのEメールによるイベント情報等の提供
本学主催の「公開講座」への優先的受付	